

中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業

募集要項

2026年3月

愛知県

## 目次

第1	はじめに	4
第2	本公募の基本的事項	5
1	本事業の名称	5
2	県の担当部署	5
3	公募アドバイザーの設置について	5
4	募集要項等	5
5	関係法令等の遵守	6
6	不正行為の防止並びに公平性、公正性及び透明性の確保	9
第3	本事業の枠組み	10
1	事業の意義・目的	10
2	本事業の範囲	12
3	事業期間	12
4	事業方式	12
5	本事業における費用負担	13
6	追加的なインフラ整備に係る費用	14
7	履行保証金等	14
8	事業実施の計画及び報告	14
9	事業期間終了時の取扱い	14
第4	IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項	16
1	IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模等	16
2	本事業の用に供する土地の権利関係及びその使用	17
第5	IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項	18
1	IR区域全体に関する事項	18
2	IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項	18
3	設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置	23
4	地域における合意形成	23
5	IR施設の整備その他本事業の事業内容の向上に対する再投資努力義務	24
6	IR区域の整備に関するスケジュール	24
第6	設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項	25
1	基本的な考え方	25

2	事業実施上の義務	25
3	設置運営事業者の責任の履行確保の方法	25
4	設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	26
5	本事業におけるリスク及びその分担の在り方	26
6	IR 区域の周辺地域の開発及び整備	26
7	交通環境の改善等	26
<b>第 7</b>	<b>事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置に関する事項</b>	<b>28</b>
1	協定解除事由と解除時の取扱い	28
2	区域整備計画の継続の判断について	28
<b>第 8</b>	<b>カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項</b>	<b>30</b>
1	MICE 誘致のための施策及び措置	30
2	広域的な観光ルートの設定及びインバウンド促進のための施策及び措置	30
<b>第 9</b>	<b>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項</b>	<b>32</b>
1	ギャンブル等依存症対策	32
2	治安・風俗環境対策	32
<b>第 10</b>	<b>応募者の参加資格要件</b>	<b>33</b>
1	応募者の構成	33
2	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件	33
3	協力企業の参加資格要件	35
4	応募者に求められる要件	35
5	AICEC の参加制限	36
6	AICEC との接触制限	36
7	複数応募	36
8	複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務	36
9	他の自治体を実施する特定複合観光施設設置運営事業の公募との複数応募	37
10	応募者の変更	37
11	協力企業又は応募アドバイザーの変更	38
<b>第 11</b>	<b>本公募に関する手続き</b>	<b>39</b>
1	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	39
2	スケジュール	39
3	評価委員会の開催	39
4	募集要項に関する質問の受付及び回答	40

5	参加表明書等の提出	40
6	参加資格審査書類の提出	41
7	守秘義務対象資料の貸与	41
8	参加資格審査	43
9	提案審査における開示資料等	43
10	競争的対話の実施	43
11	参加資格審査結果の通知	44
12	提案審査書類の提出	44
13	提案審査	44
14	設置運営事業候補者の選定	45
15	選定結果の通知	45
16	選定結果等の公表	45
<b>第 12</b>	<b>設置運営事業候補者選定後の手続き</b>	<b>46</b>
1	基本協定の締結	46
2	SPC の設立	46
3	区域整備計画の作成及び認定申請	46
4	設置運営事業候補者による運営準備行為	46
5	実施協定の締結	46
6	設置運営事業候補者の構成員等の変更	47
<b>第 13</b>	<b>応募に関する留意事項</b>	<b>48</b>
1	応募の前提	48
2	県等への不正行為の禁止	48
3	提案書類の取扱い	48
4	提案内容の提供等	49
5	県からの提示資料の取扱い	49
6	選定結果等の公表	49
7	県の関係部署への問い合わせ	50
8	応募の無効	50
<b>第 14</b>	<b>その他</b>	<b>51</b>
1	公募の中止	51
2	情報提供	51

## 第1 はじめに

愛知県（以下「県」という。）は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）に基づき、中部国際空港島において、特定複合観光施設の設置及び運営する事業並びにこれに附帯する事業（中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）の実施を目指す民間事業者をIR整備法第8条に基づき公募・選定するため、募集要項を定める。

本募集要項は、本事業を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）の候補者（以下「設置運営事業候補者」という。）の公募・選定（以下「本公募」という。）に適用し、募集要項の公表日から実施協定の締結日までの間適用されるものであり、かつIR整備法第13条に定める実施協定（以下「実施協定」という。）締結以降も実施協定の一部を構成するものである。

## 第2 本公募の基本的事項

### 1 本事業の名称

中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業

### 2 県の担当部署

愛知県政策企画局企画調整部地方創生課調査室

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話番号：052-954-7469

電子メールアドレス：chosa@pref.aichi.lg.jp

### 3 公募アドバイザーの設置について

#### (1) 公募アドバイザーの設置

県は、本公募の実施に関し、2026年4月1日（水）から、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を設置する予定である。

ア EY 新日本有限責任監査法人

イ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

ウ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

エ 大日本ダイヤコンサルタント株式会社

#### (2) 公募アドバイザーへの情報提供等

県は、本公募において第10-1-(1)に規定する応募者（以下「応募者」という。）から取得した情報その他必要な情報について、必要に応じて公募アドバイザーに提供する。また、公募アドバイザーは、必要に応じて応募者との競争的対話に参加する。

### 4 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の（1）から（11）までの書類（これらの書類に関する補足資料及び県のWeb ページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答書並びにそれらの書類・資料等に関して県が発出した書類を含め、以下「募集要項等」と総称する。修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。以下同じ。）により構成される。ただし、（4）から（11）については、守秘義務誓約書を提出した者にのみ開示する。

募集要項等は、参加資格に係る審査書類（以下「参加資格審査書類」という。）及び事業提案に係る審査書類（以下「提案審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するにあたっての前提条件であり、実施協定の締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、設置運営事業候補者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も実施協定締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- (1) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業様式集及び記載要領（参加資格審査編）（以下「様式集及び記載要領（参加資格審査編）」という。）
- (3) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業候補者選定基準（以下「選定基準」という。）
- (4) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業様式集及び記載要領（提案審査編）（以下「様式集及び記載要領（提案審査編）」という。）
- (5) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業事業条件書（以下「事業条件書」という。）
- (6) 中部国際空港島特定複合観光施設区域整備基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- (7) 中部国際空港島特定複合観光施設区域整備実施協定書（案）（以下「実施協定書（案）」という。）
- (8) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業事業用定期借地権設定のための覚書（案）（以下「事業用定期借地権設定のための覚書（案）」という。）
- (9) 愛知県国際展示場売買契約書（案）
- (10) 中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画（案）（以下「モニタリング基本計画（案）」という。）
- (11) 参考資料集

## 5 関係法令等の遵守

設置運営事業者は、本事業の実施にあたって、IR整備法関係法令（第3-2に規定する「IR整備法関係法令」をいう。）を始めとする関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守するものとする。また、各種基準・指針等についても本事業の内容に照らし準拠するものとする。

また、設置運営事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組み、その実施のために必要な体制を構築するものとする。

なお、本事業の実施に関して、特に留意すべき主な法令等は次のとおりである。

### (1) 法令

#### ア IR関係

- (ア) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）
- (イ) IR整備法
- (ウ) カジノ管理委員会規則
- (エ) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）

#### イ 土地利用・建築関係

- (ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (ウ) 景観法（平成16年法律第110号）
- (エ) 駐車場法（昭和32年法律第106号）

- (オ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (カ) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (キ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)
- (ク) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- (ケ) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
- (コ) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (サ) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- (シ) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (ス) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- (セ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)
- (ソ) 大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号)
- (タ) 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
- (チ) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)
- (ツ) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
- (テ) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- (ト) ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号)
- (ナ) 屋外広告物法 (昭和 24 年法律第 189 号)
- (ニ) 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
- (ヌ) 公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号)
- (ネ) 借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号)
- (ノ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号)
- (ハ) 都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号)

## ウ 建設工事関係

- (ア) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
- (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- (ウ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)
- (エ) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)

## エ 環境関係

- (ア) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- (イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
- (ウ) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (エ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
- (オ) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- (カ) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (キ) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- (ク) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- (ケ) 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (コ) 環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)

(#) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)

## オ その他

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号)

(イ) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

(ウ) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)

(エ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号)

(オ) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)

(カ) 健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号)

(キ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)

(ク) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)

(ケ) 遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号)

(コ) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号)

(サ) 関税法 (昭和 29 年法律第 61 号)

## (2) 愛知県条例

ア 個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年愛知県条例第 51 号)

イ 愛知県建築基準条例 (昭和 39 年愛知県条例第 49 号)

ウ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例 (平成 6 年愛知県条例第 33 号)

エ 愛知県観光振興基本条例 (平成 20 年愛知県条例第 48 号)

オ 愛知県屋外広告物条例 (昭和 39 年愛知県条例第 56 号)

カ 愛知県港湾管理条例 (昭和 29 年愛知県条例第 44 号)

キ 愛知県安全なまちづくり条例 (平成 16 年愛知県条例第 4 号)

ク 愛知県地震防災推進条例 (平成 16 年愛知県条例第 2 号)

ケ 愛知県環境基本条例 (平成 7 年愛知県条例第 1 号)

コ 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 (平成 15 年愛知県条例第 2 号)

サ 美しい愛知づくり条例 (平成 18 年愛知県条例第 6 号)

シ 愛知県暴力団排除条例 (平成 22 年愛知県条例第 34 号)

ス 愛知県青少年保護育成条例 (昭和 36 年愛知県条例第 13 号)

セ 県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成 15 年愛知県条例第 7 号)

ソ 愛知県環境影響評価条例 (平成 10 年愛知県条例第 47 号)

## (3) 常滑市条例

ア 常滑市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年常滑市条例第 21 号)

イ 常滑市海岸管理条例 (平成 19 年常滑市条例第 1 号)

ウ 常滑市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 28 年常滑市条例第 3 号)

エ 常滑市安全で住みよいまちづくり条例 (平成 12 年常滑市条例第 2 号)

オ 常滑市やきもの散歩道地区景観条例 (平成 22 年常滑市条例第 2 号)

カ 常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (昭和 47 年常滑市条例第 1 号)

- キ 常滑市環境美化条例（平成 16 年常滑市条例第 24 号）
- ク 常滑市暴力団排除条例（平成 23 年常滑市条例第 37 号）
- ケ 常滑市水道事業給水条例（平成 10 年常滑市条例第 1 号）
- コ 常滑市下水道条例（平成 12 年常滑市条例第 52 号）

#### （４）参照すべき基準

- ア 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（国土交通省観光庁）
- イ 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（カジノ管理委員会）
- ウ IR におけるユニバーサルデザインのあるべき姿（国土交通省観光庁）
- エ 大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省）
- オ 愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準（愛知県都市・交通局）
- カ 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱（愛知県環境局）
- キ 自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告の基準（愛知県環境局）
- ク 愛知県環境物品等の調達を推進を図るための基本方針（愛知県環境局）
- ケ 愛知県環境物品等調達方針（愛知県環境局）
- コ 常滑市中高層建築物指導要綱（常滑市建設部）

#### （５）参考とすべき愛知県の計画

- ア 中部国際空港島特定複合観光施設区域整備実施方針
- イ あいちビジョン 2030  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kikaku/aichivision-2030.html>
- ウ あいち観光戦略 2024-2026  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/senryaku.html>
- エ 第 3 期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画  
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/dai3ki-gamble-keikaku.html>
- オ 愛知県地域防災計画  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/bosai-keikaku.html>
- カ 愛知県国民保護計画  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000014713.html>

## 6 不正行為の防止並びに公平性、公正性及び透明性の確保

IR の整備に対する県民の信頼と理解を確保する観点から、収賄等の不正行為を防止するとともに、公平性、公正性及び透明性の確保を徹底する必要がある。

このため、県は、本事業への参加を検討する民間事業者との接触ルールに関し定めた指針の遵守を徹底するとともに、国の区域整備計画の認定に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に対して不正な働きかけを実施しないよう取り組むものとする。

### 第3 本事業の枠組み

#### 1 事業の意義・目的

##### (1) 意義

###### ア 日本型 IR の整備の意義

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(以下「基本方針」という。)において、我が国において整備を目指す IR (日本型 IR) の意義は、以下のことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することとされている。

- ・民間の活力を生かしてこれまでにないスケールとクオリティを有する MICE 施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となること。
- ・世界に向けた日本の魅力の発信により、世界中から観光客を集め、全国各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介すること。
- ・IR への来訪客に全国各地の魅力を紹介し、全国各地に送り出すことにより、世界と全国各地をつなぐ交流のハブとなること。

###### イ 県において日本型 IR を整備する意義

県は、日本の中心に位置し、鉄道、高速道路、港湾、空港といった陸海空の交通インフラが整備され、国内外とのアクセスに優れており、自動車、航空宇宙を始めとするモノづくりを中心とした世界有数の産業集積地となっている。また、歴史・武将、山車、発酵食文化等の魅力ある観光資源を有している。

加えて、2019年8月に愛知県国際展示場の開業、2024年3月に日本が世界に誇るスタジオジブリ作品の世界観を表現した唯一無二の公園施設「ジブリパーク」の5エリアオープン、同年10月に国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」のグランドオープン、2025年7月にアジア最大級・世界最先端のスマートアリーナ「IGアリーナ」のグランドオープンを迎え、2027年4月には愛知芸術文化センターへのコンセッション方式導入など、世界に誇れる多様な施設を官民連携により創出している。

今後、さらに、本年9月から10月に、愛知・名古屋において、アジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会・アジアパラ競技大会を開催するほか、2027年の「第60回アジア開発銀行年次総会」、2028年の「第49回技能五輪国際大会」の開催、中部国際空港代替滑走路の供用開始、リニア中央新幹線の開業など、日本の未来をつくっていく大型プロジェクトが進行中であり、国内外から人を呼び込むポテンシャルが一層高まりつつある。

こうした中、この地域の玄関口であり、かつ愛知県国際展示場のある中部国際空港エリアは、世界中から人々や MICE を呼び込み、かつ県内各地へ送客する拠点として重要性を増している。

このため、このエリアに IR を整備することで、「MICE を核とした国際観光都市」を実現し、県の経済や観光を活性化させることを目指すこととし、ひいては、若年層の東京圏への人口流出に歯止めをかける契機とするとともに、その収益を県

民福祉の一層の向上のため、県民の命と健康を守る医療福祉の施策を着実に推進するために活用していく。

また、IRの整備により、愛知県国際展示場に加えて、各国の首脳級が参加する国際会議にも対応できるスケールとクオリティを有する会議施設や宿泊施設、アフターコンベンションにも資する多彩なエンターテインメント施設などを整備することで、世界レベルのMICE開催地に相応しいエリアを形成する。

これにより、これまでにない国際的でハイレベルな会議や展示会、イベントを始め、多種多様なMICEを誘致・開催し、国内外からより多くの人を呼び込み、より大きな賑わいを創出するとともに、MICEと県の産業集積、スタートアップを結びつけ、より多くのビジネス、イノベーションの創出につなげていく。

また、県内の観光資源や中部圏の観光資源との連携を広域的に進め、周遊観光を促進するほか、空港に隣接し、北海道から九州、沖縄までの国内各地と容易に往来することができる当エリアならではの長を生かし、IRを訪れたMICE参加者や観光客に日本各地の魅力を紹介し、送り出す機能を整備することで、県内のみならず、中部圏、さらに日本全体の観光振興に貢献していく。

## (2) 目標

観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮するという国の目標を踏まえ、次に掲げる目標を達成することを目指す。

### ア MICE開催地としての地位の確立によるMICE開催件数の増加

我が国を代表するスケールとクオリティを有するMICE施設や宿泊施設を整備するとともに、設置運営事業者と連携したMICE誘致体制を確立することにより、国際的でハイレベルな会議や展示会、イベントを始めとする多種多様なMICEを誘致・開催し、ビジネス、イノベーション創出の起爆剤とする。これにより、日本のみならずアジアにおける中心的なMICE開催地としての地位を築き、我が国のMICE開催件数の増加に大きく貢献する。

### イ 世界レベルのエンターテインメント、サービスの提供による観光客の増加

MICE施設や宿泊施設の整備と合わせて、国籍や世代、性別を問わず誰もが楽しめ、当地でしか体験できない世界一流のエンターテインメントを提供する施設・機能を整備するとともに、最先端技術や我が国のおもてなし文化等を取り入れた世界最高水準のサービスを提供することにより、MICE参加者だけでなく、多種多様な観光客の来訪やリピーターの増加を促進する。これにより、政府が掲げる2030年の訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の目標の達成を後押しする。

### ウ 中部国際空港エリアの特長を生かした日本各地への送客

中部国際空港が立地し、世界だけではなく、北海道から九州、沖縄まで日本各地と直結する中部国際空港エリアの特長を生かし、当エリアを訪れたMICE参加者や観光客に日本各地の観光情報等を発信するとともに、各地への移動や宿泊の

手配などの送客サービスを提供する機能を整備することで、世界と日本各地をつなぐ交流のハブとする。これにより、当エリアの来客効果を日本各地へと波及させる。

## 2 本事業の範囲

設置運営事業者は、本事業を自らの責任と費用負担により実施する。

なお、設置運営事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、国が定める IR 整備法、関係政省令、告示及び基本方針並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等（以下「IR 整備法関係法令」という。）により第三者への委託又は請負が禁止されていない業務については、IR 整備法関係法令及び実施協定等に定める所定の手続きを経た上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

県は、実施協定及び区域整備計画等に設置運営事業者の実施義務を定める。

本事業を行う上で設置運営事業者が遵守すべき制限・手続きを含む、本事業における詳細な実施条件については、第4から第9に記載するほか、事業条件書、実施協定書(案)、事業用定期借地権設定のための覚書(案)、愛知県国際展示場売買契約書(案)、モニタリング基本計画（案）及び参考資料集（以下、これらを総称して「事業条件書等」という。）を参照のこと。

## 3 事業期間

本事業の事業期間は、実施協定の発効日から、IR 整備法第9条第11項の規定に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定（以下「計画認定」という。）を受けた日から35年後の応当日の前日（以下「IR 事業期間終了日」という。）までの期間（以下「IR 事業期間」という。）とする。

なお、設置運営事業者は、IR 事業期間の満了にあたって IR 事業期間の延長を県に申し出ることができ、県が認めた場合は延長することができる。この場合、県と設置運営事業者において、延長期間及び条件等（IR 事業期間の延長後の投資計画を含む。）について協議を行うものとする。

## 4 事業方式

本事業は、IR 整備法第2条第3項に規定する設置運営事業として実施するものであり、以下の事項を踏まえて実施することが求められる。

### (1) 本事業の一体性

カジノ事業を含む本事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するため本事業は一体性が求められる。そのため、IR 整備法においては、設置運営事業者が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることを区域整備計画の認定審査の基準とするとともに、設置運営事業者には、本事業以外の事業の兼業が禁止されている。

なお、本事業では、IR 整備法第2条第5項に定める施設供用事業については、これを認めない。

## (2) 設置運営事業者の形態

設置運営事業者は、本事業の遂行を目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)とし、その会社形態は、会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社<sup>1</sup>とする。なお、その資本構成については内外無差別である。

## (3) 設置運営事業者の廉潔性確保

設置運営事業者は、IR事業の公益性と社会的信用を確実にするため、全般的なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。なお、本事業において公平性、公正性及び透明性の確保が重要であることを踏まえ、県、国や審査委員会の委員等に対して不正な働きかけをしないなど、県の公募・選定に参加する前からコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。

また、設置運営事業者は、本事業を実施する上で、カジノ事業の免許を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行う必要がある。さらに、設置運営事業者は、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など)の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組む必要がある。

## (4) 本事業実施の許認可等

設置運営事業者は、自らの責任と負担により、必要となる許認可等を取得するとともに、認定区域整備計画及び実施協定等に従い本事業を実施する。

## (5) 区域整備計画の更新

県及び設置運営事業者は、認定区域整備計画の更新にあたり、相互に協力し共同して更新後の区域整備計画の作成及び国土交通大臣への更新の認定の申請を行うとともに、かかる更新に必要な手続きを行う。

## 5 本事業における費用負担

### (1) 本事業の費用

設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する全ての費用(次のアからエの費用並びに政策変更、法令の制定及び改正、物価・需要の変動、その他一切の事由により発生する追加費用を含む。)を自ら負担するものとし、当該費用に係る資金調達は自らの責任において行うものとする。

#### ア 土地の使用に係る費用

設置運営事業者は、本事業の実施に必要となる土地の使用にあたり、県と契約締結等の必要な手続きを行った上で、事業条件書等に定められた金額及び方法により費用を支払う。

---

<sup>1</sup> 応募者が提案し、県が認めた場合には、株式会社以外の会社形態とすることも可能である。(第12-2参照のこと。)

## イ 愛知県国際展示場の取得費用及び休業補償

設置運営事業者は、県が所有する愛知県国際展示場を取得する費用を負担する。

また、本事業に係る工事に伴い、愛知県国際展示場の運営を休業する場合は、愛知国際会議展示場株式会社（以下「AICEC」という。）に対して、その休業補償費用を負担する。なお、当該費用の詳細は事業条件書等に示す。

## ウ MICE 誘致のための官民連携組織に係る費用

設置運営事業者は、MICE 誘致のための官民連携組織に係る経費等を負担する。

なお、当該費用の詳細は事業条件書に示す。

## エ 民間事業者の公募及び選定に要した費用

設置運営事業候補者は、本事業のために県が設置運営事業候補者の公募・選定等に要した費用（第 11-6（3）に規定する審査料を差し引いた額とする。）を負担する。なお、当該費用の詳細は事業条件書に示す。

## 6 追加的なインフラ整備に係る費用

IR 区域は、電気・ガス・上下水道等の基本的なインフラは整備されているが、設置運営事業者が既に整備されている施設及び供給量に加え、新たな施設整備や既存施設の増強等を必要とする場合は、設置運営事業者がそれらの施設整備等に係る事業主体、管理者、事業費及び費用負担等について、各関係者と協議するものとする。なお、当該費用の詳細は事業条件書に示す。

## 7 履行保証金等

設置運営事業候補者（区域整備計画の認定を受けた後は、設置運営事業者）は、基本協定及び実施協定に定められた履行保証金等を県に対して納付する。なお、具体的な納付方法は、基本協定、実施協定等で定める。

## 8 事業実施の計画及び報告

設置運営事業者は、IR 整備法関係法令及び実施協定（モニタリング基本計画を含む。）に定めるところに従い、事業計画その他の計画及び事業実施状況の報告等の報告を国土交通大臣、カジノ管理委員会及び県に提出する。

## 9 事業期間終了時の取扱い

IR 事業期間（第 3-3 の規定により IR 事業期間が延長した場合は、当該延長期間を含む。）が終了する場合は、設置運営事業者が所有する資産については、施設の耐用年数等を勘案し、有効活用（第三者への譲渡やカジノ施設を除く一般商業施設としての事業実施が考えられるがそれらに限らない。）が図られるよう、県及び設置運営事業者において誠実に協議するものとする。

また、愛知県国際展示場については、県は設置運営事業者から買い戻すことができる。

なお、IR 区域の土地を事業用定期借地権により利用している場合かつ有効活用が行われない場合は、設置運営事業者は既存施設（県が残置を認めたものを除く。）を解体・撤去し、土地を原状回復の上、県に返還する。

## 第4 IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

### 1 IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模等

本事業に係るIR区域を整備しようとする区域（以下「IR予定区域」という。）は、中部国際空港島の利活用可能な県有地等約50haとする。なお、IR予定区域の詳細は事業条件書に示す。

現状、利活用が可能ではない土地の開発については、応募者の提案及び土地所有者の意向などを踏まえて決定する。

【図表1 IR予定区域の位置】



【図表2 IR 予定区域の土地の概要】

項目		概要	
所在地		常滑市セントレア4丁目及び5丁目地内	
法令等に基づく制限 (都市計画等)	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	準工業地域	商業地域
	建蔽率	60%	80%
	容積率	300%	500%
	高度指定	なし	なし
	防火地域	準防火地域	防火地域
	特別用途地区	なし	
	高さ制限	45m (航空法)	

【図表3 IR 予定区域の既存建物の概要】

既存建物	名称	愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)
	所在地	常滑市セントレア5丁目10-1
	施設の概要	構造・階数 鉄骨平屋一部2階建 延べ床面積 約9万㎡ (展示面積6万㎡)
	所有者	県
	公共施設等運営権者	愛知国際会議展示場株式会社

## 2 本事業の用に供する土地の権利関係及びその使用

県は、IR 予定区域のうち設置運営事業者が本事業の用に供する土地（以下「事業用地」という。）について、設置運営事業者への貸付や売却など、設置運営事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置を講じる。なお、契約条件の詳細は事業条件書等に示す。

## 第5 IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

### 1 IR区域全体に関する事項

第3-1に掲げた意義及び目標を踏まえ、中部国際空港エリアにおいて MICE を核とした国際観光都市を実現するに相応しいコンセプトを設定するものとする。

IR区域内の建築物のデザインは、設定したコンセプトを具現化するものとし、愛知ひいては日本の象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものとする。

また、SDGs の理念を踏まえ、環境面や多様性に配慮し、持続可能な IR 区域の整備及び運営を実現するものとする。

### 2 IR施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項

#### (1) IR施設のIR整備法における位置付け

IR整備法において、IR施設は、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設（以下「中核施設」という。）から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され及び運用される「来訪及び滞在促進寄与施設」を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され及び運用されるものと定められている。

IR施設に関して、募集要項で使用する用語とIR整備法上の位置付けとの関係は図表4のとおりである。

【図表4 特定複合観光施設（IR施設）】

募集要項で使用する用語		IR整備法上の位置付け
MICE施設 ※	国際会議場施設	第2条第1項第1号
	展示等施設	第2条第1項第2号
魅力増進施設		第2条第1項第3号
送客施設		第2条第1項第4号
宿泊施設		第2条第1項第5号
来訪及び滞在促進寄与施設		第2条第1項第6号
カジノ施設		第2条第10項

※ MICE施設は、IR整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称する用語とする。

#### (2) IR施設の設置及び運営

設置運営事業者は、国が定めるIR整備法関係法令を遵守するとともに、自らのノウハウと創意工夫を生かし、本事業を実施するものとする。

また、以下に掲げる基準・要件等を充足するものとする。なお、基準・要件等の詳細については、事業条件書に示す。

### (3) MICE 施設（国際会議場施設及び展示等施設）

設置運営事業者は、愛知県国際展示場をその一部として、重要な国際会議や、ビジネス・イノベーションを創出する大規模な展示会等を誘致できる、これまでにないスケールとクオリティを有する MICE 施設の整備を行うものとする。

#### ア MICE 施設の規模

- (ア) 国際会議場施設は、最大会議室の収容人員が 3,000 人以上であり、全ての会議室の収容人員の合計が最大会議室の収容人員の 2 倍以上であるものとする。
- (イ) 展示等施設は、6 万㎡以上の展示面積を有するものとする。

#### イ MICE 施設の機能・仕様

- (ア) 国際的でハイレベルな会議・展示会など数多くの MICE を誘致・開催し、日本のみならずアジアにおける競争力のある MICE 開催地としての地位を築くために十分なスケールを有するものとする。
- (イ) 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、学会などの会議、グローバル企業を始めとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを有するものとする。

#### ウ 愛知県国際展示場の活用に関する措置

- (ア) 県は、所有する愛知県国際展示場を設置運営事業者に売却するものとする。その費用、条件及び方法等は、事業条件書等に示す。
- (イ) 2035 年 3 月末までの愛知県国際展示場を含む MICE 施設の運営について、詳細は設置運営事業候補者と AICEC の協議により定める。

### (4) 魅力増進施設

ア 日本が育んできた伝統、文化、芸術やポップカルチャーなどのクールジャパン若しくは最先端技術や伝統工芸などを紹介する産業観光などの魅力について、効果的な手法により世界に向けて発信するものとする。

イ 機能及び規模は、IR 整備法関係法令が求める要件等を確実に充足するとともに、県の特徴を加味し、設置運営事業者のノウハウや創意工夫を生かした施設とする。

### (5) 送客施設

ア 中部国際空港、鉄道駅の隣接地、また臨海部という立地を生かし、航空機を利用したツアー、県内の観光資源や広域観光周遊ルートを活用して、来日が初めて

の訪日外国人旅行者であっても、県内や中部圏を始め、日本各地への周遊を容易に実現させるための施設とする。

イ 多数の来訪者に対応できる待合スペース及び対面による情報提供機能を具備するものとする。

ウ 多言語対応機能を有するものとする。

エ 県内や中部圏を始めとする日本各地における観光の魅力やその情報を、最先端技術で発信するショーケース機能を整備するものとする。

オ 来訪者の多様なニーズに合わせた日本各地の周遊ルート的设计や提案、目的地への移動や宿泊を始めとする必要なサービスの手配をワンストップで実施するためのコンシェルジュ機能を整備するものとする。

カ IR 整備法関係法令が求める要件等を確実に充足するとともに、施設の機能・規模・コンテンツについては県、関連団体、中部国際空港株式会社などの意見も踏まえ、検討を進めるものとする。

## (6) 宿泊施設

ア 全ての客室の床面積の合計をおおむね 10 万㎡以上とする。

イ 国内外から訪れる様々な来訪者（ビジネス客やファミリー、富裕層、長期滞在者等）の高度化・多様化された宿泊需要に適切に対応でき、新たな宿泊需要を生み出すものとする。

ウ 諸外国の IR における宿泊施設と比較して、グレード、客室の広さ、設備、施設構成、サービスなどが国際競争力を有するものとする。

エ 優れたデザイン性を備えるとともに、日本の伝統、文化、芸術を感じさせるなどの趣向やサービスを取り入れるものとする。

オ MICE 開催地としての魅力を高めるため、国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、学会などの会議、グローバル企業を始めとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に対応できるものとする。

## (7) 来訪及び滞在促進寄与施設

ア 国際競争力と高いクオリティを有する等、国内外の様々な客層のニーズを踏まえた施設やサービスの提供を図るものとする。また、中核施設と連携し、集客・送

客に好循環を生み出すとともに、滞在環境を向上させ、本事業全体の魅力と価値を高める工夫を行うものとする。

イ MICE 開催地としての魅力を向上し、世界から人を呼び寄せるため、24 時間楽しみ、アフターコンベンションにも資する施設やサービスの充実を図るものとする。また、MICE 参加者のみならず、ファミリー層を始め、多様な来訪者の誰もが楽しめるようにするため、ここでしか体験できない世界一流のエンターテインメントを提供する施設や機能の導入を図るものとする。

ウ 誰もが気軽に来て楽しめるようにするため、オープンスペースの確保や訪れるたびに新しい体験ができるようなイベントの開催など、賑わいの創出を図るものとする。

エ リピーターの獲得に向け、来訪者のニーズや流行の変化等を捉え、コンテンツやサービスなどを適宜更新するものとする。

## (8) カジノ施設

ア IR 整備法関係法令に則り、カジノ施設を適切に設置及び運営するものとする。なお、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な対策については、第 5-3 のとおり適切に実施するものとする。

イ IR 区域におけるカジノ施設の数は一つだけとする（IR 整備法第 41 条第 1 項第 7 号）。

ウ カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積は、IR 施設の床面積の合計の 100 分の 3 の面積を超えないこととする（IR 整備法第 41 条第 1 項第 7 号、IR 整備法施行令第 6 条）。

## (9) IR 施設の設置及び運営と一体的に実施する取組

設置運営事業者は、以下に掲げるもののほか、IR 施設の設置・運営と一体的に、自ら必要と考える取組を進め、本事業の更なる魅力向上や事業効果の最大化を図るとともに、安定的・継続的かつ安全な事業実施につなげるものとする。

### ア MICE の誘致・開催

国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議やビジネス・イノベーションを創出する大規模な展示会・見本市、学会などの会議、グローバル企業を始めとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の数多くの MICE を開催するため、必要となる誘致策やそのための体制づくりに取り組むものとする。

### イ 最先端技術・サービスの活用

様々な分野における国内外の最先端技術・サービスの活用に取り組むものとする

る。なお、連携内容や費用負担等は、事業条件書に示す。

#### ウ 災害その他リスク事象への対策

中部国際空港島の立地特性に即した危機管理体制を確立・運用するとともに、災害時の避難対策・安全確保・帰宅困難者対策などの防災・減災対策や IR 区域及び IR 施設に係る安全確保対策に適切に取り組むものとする。

また、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための対策に取り組むものとする。特に感染症対策については、IR は様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国の IR における取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IR を構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策を講じるものとする。

#### エ 交通の安全確保や円滑化の対策

IR 区域内及びその周辺地域において、交通需要等の分析を行い、必要な駐車場の整備を始め、空港利用者の支障とならないよう、交通の安全確保や円滑化のために必要な対策に取り組むものとする。

#### オ 質の高い雇用及び人材育成・確保に関する取組

女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な人材の活躍の場の拡大や若年層の地元定着に向け、質の高い雇用の創出や働きやすい環境の確保をするものとする。

また、質の高いサービスの提供やコンプライアンスの確保に向けた従業員の人材育成や、観光人材の育成や多文化共生に向けた教育機関等との連携を行うものとする。

IR 施設の開業に伴う大規模雇用にあたっては、地域に与える影響を考慮し、計画的な雇用対策に取り組むものとする。

#### カ 地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組

地元調達など地域経済及び地域社会の発展に向けた取組を積極的に推進するものとする。

また、多様な形で主体的に地域への貢献を果たすとともに、地域の社会課題に対する支援・協力を積極的に行うものとする。

#### キ 訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する取組

案内やサービスの多言語化、無料公衆無線 LAN の整備のほか、宗教的・文化的な習慣にも配慮し、訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するものとする。

#### ク ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、フェアトレードに関する取組

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それ

ぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインを取り入れるものとする。

なお、施設計画においては、初期段階から当事者の意見を聴き、遵守すべき法令等や「IRにおけるユニバーサルデザインのあるべき姿」（観光庁）に基づく、多様なニーズに対応した施設計画とすること。また、再生可能エネルギーの活用、廃棄物抑制や地域循環圏の形成など、環境負荷の低減に取り組むものとする。

各種原材料の調達に当たっては、フェアトレードに取り組むものとする。

### 3 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

設置運営事業者は、本事業を実施するにあたり、IR整備法関係法令に基づき取り組むことが求められているカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を着実に実施するとともに、国内外の最先端技術や最新の知見、ベストプラクティスを取り入れながら、国、県、関係地方公共団体、愛知県公安委員会、愛知県警察及び関係機関等と密接に連携して対策を講じるものとする。

#### (1) ギャンブル依存症対策

設置運営事業者は、ギャンブル依存症対策として、以下の取組を実施する。

- ア IR区域内外での予防啓発
- イ ICTやAI技術を活用したアクセス制限
- ウ 申告による賭け金額等の上限設定
- エ IR区域内における相談体制の整備
- オ 専門知識を有する従業員の育成
- カ 最先端の医療機関等とのネットワークの構築
- キ 県及び関係地方公共団体が実施する施策への連携協力及び情報共有 など

#### (2) 治安・風俗環境対策

設置運営事業者は、治安・風俗環境対策として、以下の取組を実施する。

- ア IR整備法等の関係法令の遵守
- イ 自主的な防犯対策及び自主警備の徹底、体制の整備
- ウ 県、関係地方公共団体、愛知県公安委員会及び愛知県警察との情報共有
- エ 県、関係地方公共団体、愛知県公安委員会及び愛知県警察が実施する施策への協力
- オ 組織犯罪対策、暴力団等対策、テロ対策、犯罪防止対策、交通安全対策、風俗環境対策及び青少年対策等について万全な対策の実施
- カ 警察事象発生時における解決に向けた連携体制の確保及び警察活動への協力 など

### 4 地域における合意形成

設置運営事業者は、本事業を長期的かつ安定的に継続できるよう、県と密な連携・調整の下、地域における合意形成に取り組むとともに、県が実施する地域の合意形成の取組（住民説明会等）に積極的に協力するものとする。

## 5 IR施設の整備その他本事業の事業内容の向上に対する再投資努力義務

設置運営事業者は、カジノ事業収益をIR施設の整備その他設置運営事業の事業内容の向上及び県が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない。また、本事業の公益性の確保にあたって必要な再投資を行うとともに、設置運営事業者の投資余力と比べ十分な再投資を行うよう努めるものとする。詳細な条件については、事業条件書等において示す。

## 6 IR区域の整備に関するスケジュール

政府が掲げる2030年の訪日外国人旅行者6,000万人という目標の達成を後押しできるよう、IR整備法第9条第11項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けてから、速やかにIR区域の整備を進める。ただし、応募者の提案により変更する場合がある。

【図表5 想定スケジュール】

時期	内容
2026年4月1日(水)～	設置運営事業候補者の募集
2026年秋頃	提案審査書類の提出期限
2026年秋～2027年春	設置運営事業候補者の選定 (相応しい提案があった場合。以下同じ。)
設置運営事業候補者選定後	基本協定の締結 区域整備計画案の作成
2027年5月6日(木)～11月5日(金)	区域整備計画の認定の申請
2027年11月5日(金)以降	区域整備計画の認定
区域整備計画認定後速やかに	実施協定の締結 設置運営事業の開始 土地建物引渡し・工事着工 IR開業

## 第6 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

設置運営事業者は、本事業が長期間にわたって、安定的で継続的な IR 運営が確保されることが前提であることを踏まえ、実施方針及び募集要項等に定める内容のみならず、IR 整備法を始めとした国の法令等並びに本事業に関連する県並びに常滑市の条例、規則、計画等及び施策について十分に理解した上で、本事業を実施する。

なお、設置運営事業者は、実施協定等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとし、設置運営事業者の権利及び義務等については、事業条件書及び実施協定書（案）において示す。

### 2 事業実施上の義務

設置運営事業者は、本事業の実施にあたり、以下の義務を有する。

- (1) IR 整備法関係法令に則り、設置運営事業を実施する義務
- (2) 関係法令等、実施協定、認定区域整備計画、事業条件書及び提案書類等に従い、設置運営事業を実施する義務

### 3 設置運営事業者の責任の履行確保の方法

#### (1) モニタリングの実施

本事業の安定的かつ継続的な実施に向けて、県はモニタリングの基本的な考え方等を示したモニタリング基本計画を作成する。設置運営事業者はモニタリング基本計画を踏まえた具体的な進め方等を定めたモニタリング実施計画を作成しセルフモニタリングを行い、その結果を県に提出する。

県は、設置運営事業者が実施するセルフモニタリングの報告に基づき、本事業が IR 整備法関係法令、実施協定、認定区域整備計画等に照らして適切に実施されているか確認を行う。なお、県は必要に応じて、設置運営事業者に対して事業の実施状況や財務状況等について報告を求めるとともに現地調査を行うことができる。

その結果、違反又は不履行が認められる場合には、是正内容及び是正期限について県と設置運営事業者で協議して合意を経た上で、設置運営事業者は是正措置を講じる。

また、県は、本事業を客観的かつ専門的見地から評価するため、実施協定に基づき第三者機関である（仮称）IR 事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。事業評価委員会は、県からのモニタリング結果の報告を踏まえて、毎事業年度の終了後に本事業に対する評価を行うことを予定している。

詳細はモニタリング基本計画（案）に示す。

#### (2) 金融機関等と県との協議

本事業の安定的な継続を図るため、県は、本事業に関して設置運営事業者に融資を実施する金融機関又は融資団による担保権の設定及び実行等に係る事項について、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することができる。

## 4 設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

### (1) 契約上の地位等の処分制限

設置運営事業者は、県の書面による事前の承認を得ることなく、IR 施設に係る建物、主要な設備その他設置運営事業者が本事業を継続して実施するために必要となる主要な資産、実施協定上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

なお、設置運営事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関から借入を行う場合に、当該借入のための実施協定に定める設置運営事業者の資産、権利又は契約上の地位に金融機関からの借入のための担保権を設定する場合は、設置運営事業者は県にその内容を通知するとともに、その担保権の処分等について、第6-3-(2)に定める金融機関と県が締結する直接協定を前提として、これを行うことができる。

### (2) 設置運営事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置

設置運営事業者は、その株式（以下「本株式」という。）を発行又は自己株式を処分する場合には、県の事前承認を受けるものとする。同様に本株式を保有する者は、自ら保有する本株式を第三者に対して処分しようとするときは、県の事前承認を受けるものとする。詳細については実施協定書（案）に示す。

設置運営事業者は、株式発行及び処分制限について、IR 整備法第 64 条第 1 項の規定に基づき、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。また、その他のカジノ管理委員会規則において定める措置及び募集要項等にて定める内容について、充足しなければならない。

## 5 本事業におけるリスク及びその分担の在り方

設置運営事業に係るリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、設置運営事業者が負うものとする。詳細については実施協定書（案）に示す。

## 6 IR 区域の周辺地域の開発及び整備

空港島及び空港対岸部のりんくう地区は、常滑市の都市計画マスタープランにおいては、国際・広域交流拠点形成地区と位置付けられ、国からも、都市再生緊急整備地域（中部国際空港東・常滑りんくう地域）として指定されており、こうした位置付けや指定に沿って、IR 区域の周辺地域の開発及び整備を促進していくものとする。

## 7 交通環境の改善等

県は、関係自治体や団体等と連携して、中部国際空港の代替滑走路整備を始めとする機能強化、リニア中央新幹線開業を見据えた名古屋駅のスーパーターミナル化や西

知多道路の整備による空港アクセスの利便性向上など、交通環境の改善に取り組む。

これとは別に、IR 区域を含む周辺地域の良好な交通環境を保持するため、中部国際空港島が市街地から物理的に隔離され、アクセスが限定されていること等の特性を踏まえ、県は、愛知県公安委員会及び愛知県警察と連携しながら、必要な交通安全施設等の整備や公共交通機関の利用促進などに取り組み、交通の安全及び円滑を確保する。なお、事業費の負担等については、各関係者と設置運営事業者で協議するものとする。

## 第7 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置については、以下に記載する内容を基本とし、詳細は実施協定書（案）に示す。

### 1 協定解除事由と解除時の取扱い

実施協定締結後、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施協定を解除することができる。解除に際して、県は、IR 整備法第 10 条第 3 項に基づく区域整備計画の認定の更新を国土交通大臣に申請せず、又は IR 整備法第 35 条第 1 項第 2 号に定める区域整備計画の認定の取消しを国土交通大臣に申請するなど必要な手続きを行うものとする。

設置運営事業者は、実施協定に定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負う。

#### (1) 設置運営事業者の事由による解除

##### ア 解除事由

県は、設置運営事業者の責めに帰すべき事由により、実施協定に対する重大な違反がある場合、実施協定を解除することができる。

##### イ 解除の効果

設置運営事業者は、県に対し実施協定に定める違約金を支払う。

この場合、設置運営事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

#### (2) 法令等の改正又は制定による解除

法令等の改正又は制定により設置運営事業者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は設置運営事業者は実施協定を解除することができる。

#### (3) 不可抗力による解除

不可抗力の発生により、設置運営事業者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は設置運営事業者は実施協定を解除することができる。

### 2 区域整備計画の継続の判断について

#### (1) 県の区域整備計画の継続判断について

県は、公益上必要と認められる場合、IR 整備法第 10 条第 3 項に基づく区域整備計画の認定の更新を国土交通大臣に申請せず、又は IR 整備法第 35 条第 1 項第 2 号に定める区域整備計画の認定の取消しを国土交通大臣に申請することができ、区域整備計画の有効期間が満了、又は国土交通大臣により区域整備計画の認定が取り消された場合、実施協定は解除されるものとする。

公益上必要と認められる場合のうち、原因事由が設置運営事業によるものについ

ては、第7-1（1）イと同様とする。

**（2）事業評価委員会への意見聴取**

県は、認定区域整備計画の更新申請を行う場合、事業評価委員会に意見聴取を行う。

## 第8 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

### 1 MICE 誘致のための施策及び措置

県の優れた交通インフラや世界有数の産業集積地という特長を踏まえ、当地域で MICE に関わる幅広いステークホルダーとともに、地域が一丸となって、グローバル企業を始めとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行、政府系会議などの国際会議や大規模な展示会・見本市等の MICE 誘致に取り組むことにより当地域の魅力向上を図る。

また、中部国際空港エリアにおいては、国際空港隣接という特長を生かし、国内外からの集客を図るとともに、国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議やビジネス・イノベーションを創出する展示会・見本市等が数多く開催されるための取組を進める。

設置運営事業者は、国際会議や展示会・見本市を通じた新たな交流による新産業の創出や既存産業の充実など、当地域の産業振興・経済発展に資する活動を県と協力・連携して取り組むものとして、その取組を担うために設置する官民連携組織に係る経費等を負担する。

詳細な条件については、事業条件書において示す。

### 2 広域的な観光ルートの設定及びインバウンド促進のための施策及び措置

- (1) 広域連携 DMO である一般社団法人中央日本総合観光機構や「中部広域リージョン」を始めとした、都道府県域を超えた多様な関係団体・枠組みと連携した取組を推進する。具体的には、中部国際空港を玄関口とする魅力ある広域観光周遊ルートの設定や、我が国で最も著名な観光ルートであるゴールデンルートの再構築、北陸新幹線の延伸に伴う新たな観光ルートの活用等を通じ、ルート周辺の知られざる魅力的な観光地へのインバウンド誘客に取り組む。また、インバウンド増加のために不可欠となる多言語・多文化対応インフラの整備など受入環境整備を促進させる。
- (2) 日本の中央に位置する中部国際空港の立地優位性、加えてその中部国際空港に隣接した IR 区域であるという特長を余すところなく活用し、各訪問客が日本全国各地の様々な観光地を、手軽かつ柔軟に巡ることができるよう、航空機を利用した多様な広域観光ルートを提供するなど、中部国際空港のゲートウェイ機能をさらに高めていくための取組を行う。
- (3) 世界各地に向けたインバウンド促進のためのプロモーション活動をさらに強化する。県内を含む中部圏を始めとした日本各地の豊かな歴史・産業・自然・食・伝統文化といった地域資源をそのストーリーやテーマとともに視覚に訴える手法で幅広く PR する。プロモーション活動にあたっては、対象国・地域、客層ごとのデータ分析に基づく戦略立案や、SNS の活用など、効果的な手法を用いる。

- (4) 設置運営事業者は(1)から(3)までの施策を推進するにあたって、県、関係自治体、中部国際空港株式会社などの関係団体と協力・連携して取り組むものとする。

## 第9 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

IR 整備法においては、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を講ずることが、国及び地方公共団体の責務として位置付けられている。

本事業の実施にあたっては、ビジネス客やファミリーなどあらゆる人が安心して楽しむことができるよう、県は、国、関係地方公共団体、愛知県公安委員会、愛知県警察、設置運営事業者等の関係者の適切な役割分担の下、緊密な連携を図りながら、ギャンブル等依存症や犯罪の発生抑止を始めとした、有害な影響の排除を徹底的に行う。

### 1 ギャンブル等依存症対策

県では、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、第3期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、動画や SNS 等を活用した若年者へ向けた普及啓発の強化を図るとともに、アクセス制限制度の周知・活用の促進や新たに開設する「愛知県依存症対策センター」を核とした総合的な依存症対策等を進めていく。

こうした取組を引き続き推進していくとともに、国、関係地方公共団体、設置運営事業者、関係機関等と包括的な連携協力体制を構築しながら、県における相談体制や医療提供体制の整備を図るなど、ギャンブル等依存症全般に対して万全の対策を講ずる。具体的には、以下のような取組を実施する。

- (1) 予防教育・普及啓発の強化
- (2) 相談支援体制の強化
- (3) 医療提供体制の強化
- (4) 関係機関等による包括的な連携協力体制の強化
- (5) 人材の確保・養成の推進
- (6) 県内のギャンブル等依存症の実態把握 など

### 2 治安・風俗環境対策

県、愛知県公安委員会及び愛知県警察は、防犯体制の強化や暴力団等の排除など、IR 区域における来訪者等の安全安心の確保や善良な風俗環境、円滑な道路交通環境の保持に必要な対策を講じる。具体的には、以下のような取組を実施する。

- (1) 防犯、警備体制や交通安全施設の整備等について設置運営事業者への指導・助言
- (2) マネー・ローンダリング、暴力団等の事業介入への対策など、犯罪収益・資金源対策の推進
- (3) 情報収集・警戒警備など、各種テロ対策の推進
- (4) 防犯環境にかかる対策の推進
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するための対策の推進 など

## 第 10 応募者の参加資格要件

### 1 応募者の構成

本公募に参加できる応募者の構成は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、本事業を実施する予定の単体企業（自ら実施しようとする場合を含む。以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（設置運営事業者を設立しようとする場合に限る。以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 応募者は、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）並びに協力企業<sup>2</sup>の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。また、本事業の応募にあたり応募アドバイザー<sup>3</sup>を起用する場合は、その名称及び本応募における役割等を明らかにする。
- (3) 応募者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成員を取りまとめて応募手続きを行い県との窓口を務める企業（以下「代表企業」という。）を定める。なお、代表企業は、設置運営事業者への出資及び設置運営事業開始後の経営について、主導的な役割を担うことを想定する。
- (4) 応募企業及びコンソーシアム構成員は、設置運営事業者に出資して設置運営事業者の株主総会において議決権を行使することができる株式（以下「議決権株式」という。）全ての割当てを受けることを予定するものとし、設置運営事業者の全ての議決権株式は、応募企業及びコンソーシアム構成員に割り当てられることとする。なお、応募者が間接的な SPC 株式の保有等を希望するときは、第 12-2 ただし書きの手続きに従うこととする。

### 2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件

応募企業及びコンソーシアム構成員はいずれも以下の（1）から（12）までの参加資格を全て満たさなければならず、参加資格を満たすことを証明するための書類の提出を求められた場合には、速やかにこれを県に提出する。

また、応募企業又はコンソーシアム構成員が設立しようとする設置運営事業者をして本事業を遂行させようとする場合に、その応募企業又はコンソーシアム構成員の IR 整備法第 2 条第 12 項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者が、同条項の定める認可主要株主等となる場合には、当該保有者についても同様とする。

なお、国外事業者においては、以下の（5）及び（7）のイからキまでの参加資格について、その適用される法令に照らして同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

---

<sup>2</sup> 「協力企業」とは、本事業に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として、応募者が提案書類に記載した者であって、設置運営事業者に出資を行わない者をいう。

<sup>3</sup> 「応募アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募者のために応募提案を検討・支援する者として応募者が選任し、提案書類に記載した者をいう。

- (1) 本事業を遂行（その設立しようとする設置運営事業者をして遂行させる場合を含む。以下本項において同じ。）する意思があり、その人的構成、組織形態及び資本構成等に照らして、本事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- (2) 本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。
- (3) その役員（IR 整備法第 23 条第 2 項で定義する者（ただし、同項の適用に限り含まれる者は除く。）をいう。以下本項において同じ。）が十分な社会的信用を有し、また、心身の状況に照らして、本事業を的確に遂行できる者であること。
- (4) 本事業を自ら遂行しようとする場合には、議決権等の保有者及び当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- (5) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続きその他国内外においてこれらに類似する法的倒産手続き若しくは事業再生 ADR<sup>4</sup>その他私的整理手続きの開始が申立て又は申請されておらず、また、係る申立て又は申請の原因も存しない者であること。
- (6) IR 整備法第 41 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び同各号に対応するカジノ管理委員会の「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準」（令和 4 年カ管委第 134 号）を満たす者であることとし、法令遵守状況に関する不適切な経歴や活動等がない者であること（例えば、日本における違法行為への直接的又は間接的な組織的関与等）。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア IR 整備法第 41 条第 2 項各号（1 号イを除く。）のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 参加資格審査書類の提出期限の日において、国税又は地方税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者、愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者又はその役員にいずれかを含む者
- オ 県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に掲げる排除措置の対象となる法人等に該当する者

---

<sup>4</sup> 「事業再生 ADR<sup>\*</sup>」とは、経済産業大臣の認定を受けた公正・中立な第三者が関与することにより、過大な債務を負った事業者が法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら事業再生を図ろうとする取組を円滑化する制度のこと。

※Alternative Dispute Resolution の略

カ 県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けている者又は当該要領別表に掲げる措置要件に該当する者

キ 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けている者又は当該要領別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

(8) 公募アドバイザー（再委託先を含む。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者<sup>5</sup>ではないこと。

(9) 委員会（第 11-3 に規定する「委員会」をいう。以下同じ。）の委員、委員が属する団体又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者ではないこと。

(10) 県又は常滑市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者ではないこと。

(11) (8) から (10) に定める者を協力企業又は応募アドバイザーとして起用している者でないこと（(8) に定める者については、その内部において、公募アドバイザーに係る業務の従事者との間における情報遮断措置の構築が確認できる場合を除く。）。

(12) 上記の他、IR 整備法関連法令上、設置運営事業者又はその株主として認められない者ではないこと。また、IR 整備法第 64 条第 1 項に定めるように、設置運営事業者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置を講じる者であること。

### 3 協力企業の参加資格要件

協力企業は、いずれも IR 整備法第 94 条第 1 号イからニに定める基準に適合し、かつ IR 整備法第 94 条第 2 号に掲げる要件に該当しないものでなければならない。県が参加資格を満たすことを証するための書類の提出を求めた場合には、速やかにこれを県に提出すること。

### 4 応募者に求められる要件

応募企業若しくはコンソーシアム構成員、これらの者の親会社又は連結子会社の関係にある者が、2006 年 1 月 1 日以降に、一の区域<sup>6</sup>において複合施設<sup>7</sup>の開発又は運営の実績を有すること。なお、実績は日本国内に限らない。

<sup>5</sup> 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、次の者をいう。

①親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めによる。）

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

③一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

④上記のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配されている関係にあると認められる者

<sup>6</sup> 「一の区域」は、単体若しくは複数の建築物を含む都市開発事業等を施行した区域とする。

<sup>7</sup> 「複合施設」とは、MICE 施設、ホテル、エンターテインメント施設、商業施設、カジノ施設を含む複合用途から構成される一群の施設をいう。

## 5 AICEC の参加制限

(1) AICEC は、応募者、協力企業及び応募アドバイザーになることはできない。

(2) AICEC と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（以下「AICEC 関連企業」という。）が、応募者、協力企業及び応募アドバイザーとなることを妨げない。

この場合において、AICEC 関連企業は、本公募の検討に参加する自社の役員及び従業員（以下「役職員」という。）が AICEC と接触することを禁止するとともに、自社における本公募の検討に参加する役職員と AICEC に係る企業活動に係る役職員との間で本公募に関する情報遮断措置を講ずるものとする。また、AICEC 関連企業は、自社が従来 of 企業活動等を通じて所持している AICEC に関する情報を、自らが属する応募者内で共有してはならない。さらに、これらのことを遵守する旨、これらに違反した場合は自らが属する応募者が失格となることを理解している旨を記載した誓約書を、応募企業又は全てのコンソーシアム構成員の連名で県に提出すること。

## 6 AICEC との接触制限

応募者は、県の許可なく、本公募に関し、AICEC の役職員と接触してはならない。

なお、競争的対話（第 11-10 に規定する競争的対話をいう。以下同じ。）において、条件を定めた上で、応募者と AICEC との対話を実施することを予定している。

## 7 複数応募

応募企業、代表企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他の応募企業、コンソーシアム構成員、協力企業又は応募アドバイザーとなることはできない。ただし、代表企業ではないコンソーシアム構成員、協力企業、応募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者は、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員（代表企業を除く。）、協力企業又は応募アドバイザー（以下「複数応募企業」という。）となることができるものとする。

## 8 複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務

代表企業ではないコンソーシアム構成員、協力企業、応募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者が、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員、協力企業又は応募アドバイザーとなる場合においては、提案内容が同質化することを回避すること及びいずれの応募者、協力企業又は応募アドバイザーに対しても、直接的又は間接的に不利益を与えるおそれのある行為をしないことが求められる。そのため、複数応募企業は、各応募者に参加する自社の役職員の間及び自社とその資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者との間で情報遮断措置を講ずるものとする。また、このことを遵守する旨、違反した場合には、複数応募企業の属する全ての応募者が失格となることを理解している旨を記載した誓約書を、参加資格審査書類提出時に、複数応募企業の属する各応募者について、応

募企業又は全てのコンソーシアム構成員の連名で県に対して提出すること。

## 9 他の自治体を実施する特定複合観光施設設置運営事業の公募との複数応募

応募者、協力企業、応募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者が、他自治体を実施する IR 整備法第 8 条に基づく公募に応募している場合（今後、応募する場合を含む。）は、本公募に関する情報が他自治体における特定複合観光施設設置運営事業の検討に利用されることを回避するため、本公募に関わる者と他自治体を実施する公募に関わる者との間で情報遮断措置を講ずるものとする。また、このことを遵守する旨、違反した場合には自らが属する応募者が失格となることを理解している旨を記載した誓約書を、応募企業又は全てのコンソーシアム構成員の連名で県に提出すること。

## 10 応募者の変更

### (1) コンソーシアムの変更

参加資格審査書類の提出以降、コンソーシアムがコンソーシアム構成員の変更（応募企業がコンソーシアムとなる場合を含む。）を希望する場合には、参加資格審査書類の提出期限までに、県に申請することとする。

参加資格審査書類提出期限以降は、原則としてコンソーシアム構成員は変更できないが、以下のア～ウをいずれも満たし、県が認めた場合に限り、変更できる。当変更については 2026 年夏頃までを期限とし、参加資格審査書類を提出した者に別途通知する。

ア 代表企業に変更がないこと。

イ 参加資格審査書類提出時の応募企業又はコンソーシアム構成員が合計して設置運営事業者の議決権株式の 2 分の 1 を超える割当てを受ける範囲内とすること。

ウ 変更後のコンソーシアム構成員の全てが、第 10-2 に定める「応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件」を満たすこと。

この他、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県が認めた場合はこの限りではない。

### (2) 申請方法等

様式集及び記載要領（参加資格審査編）の定めるところにより「コンソーシアム構成員追加申請書」を作成し、県の担当部署に対し、事前にデータを電子メールにより送付した上で、郵送（書留等、配達記録が残る方法）で提出すること。

### (3) 参加資格の確認及び結果通知

県は、コンソーシアム構成員追加申請書に基づき、参加資格要件の充足について確認し、その結果を通知する。

### (4) 参加資格喪失等の通知

応募企業若しくはコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合

又は応募企業若しくはコンソーシアム構成員を支配<sup>8</sup>している者が変更された場合（応募企業若しくはコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、県に速やかに通知しなければならない。

## 11 協力企業又は応募アドバイザーの変更

協力企業又は応募アドバイザー（以下「協力企業等」という。）を変更する場合は様式集及び記載要領（参加資格審査編）の定めるところにより「協力企業等変更届出書」を作成し、県の担当部署に対し、事前にデータを電子メールにより送付した上で、郵送（書留等、配達記録が残る方法）で提出すること。

### （1）受付期間

2026年秋頃まで（参加表明書等及び参加資格審査書類を提出した応募者に別途通知する。）

### （2）参加資格の確認及び結果通知

県は、協力企業等変更届出書に基づき、参加資格要件の充足について確認し、その結果を通知する。

---

<sup>8</sup> 「支配する」とは、会社法の定めに準ずる。

## 第11 本公募に関する手続き

### 1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、本事業の実施を希望する民間事業者を募集要項に基づいて公募する。

応募者は、本書及び募集要項等に示す事項及び基準・要件等に従い、自らが設置運営事業者となり実施する事業及び取組等を提案し、県は、公平性、公正性及び透明性の確保に配慮した上で、最も優れた提案をした応募者を設置運営事業候補者として選定する。

### 2 スケジュール

県は、図表6のスケジュールに沿い、設置運営事業候補者を選定する予定である。ただし、応募状況等を踏まえ、スケジュールを変更することがある。

【図表6 今後のスケジュール（予定）】

スケジュール（予定）	内容
2026年4月1日（水）～4月21日（火）	募集要項に関する質問受付期間
2026年4月1日（水）～7月31日（金）	参加表明書等の提出期限
参加表明書等を収受した日から20日以内 （参加表明書等を提出した者に別途通知）	参加資格審査書類の提出期限 審査料の支払期限
2026年4月30日（木）	募集要項に関する質問の回答公表
2026年4月～9月頃	競争的対話の実施期間
2026年5月～9月頃	参加資格審査結果の通知
2026年秋頃	提案審査書類の提出期限
2026年秋～2027年春	設置運営事業候補者の選定
設置運営事業候補者選定後	基本協定の締結

### 3 評価委員会の開催

県は、設置運営事業候補者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、有識者等からなる評価委員会（以下「委員会」という。）を開催し、評価内容等についての意見を聞く。委員の就任予定者は図表7のとおりとし、会議は非公開とする。

【図表7 委員会の構成員（予定）】

氏名	役職等
浅野 寿美	日本公認会計士協会東海会 事務局長
岩田 仲生	藤田医科大学 学長
内田 俊宏	中京大学経済学部 客員教授
大澤 健	和歌山大学経済学部 教授
黒田 達朗	名古屋大学 名誉教授／学校法人椋山女学園 監事
武田 美恵	愛知工業大学工学部 教授
山本 牧子	MPI Japan Chapter 名誉会長

(50音順、敬称略)

#### 4 募集要項に関する質問の受付及び回答

県は、募集要項に記載している内容について、参加希望者から、次のとおり質問を受け付ける。ただし、守秘義務対象資料についての質問は受け付けない。

##### (1) 質問の受付期間

2026年4月1日（水）から2026年4月21日（火）午後5時まで

##### (2) 質問の提出方法

ア 募集要項に関する質問がある場合は、質問の内容を様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定める「募集要項に関する質問書」に簡潔に記載し、県の担当部署に対し、電子メールにより提出すること。

イ メール件名は、「募集要項に関する質問書」とすること。

ウ 質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

##### (3) 回答の公表等

ア 回答公表予定日

2026年4月30日（木）（予定）

イ 提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受け付けた質問のうち、参加希望者全てに対して共通で回答する必要があると県が認めたもの及びその回答について、回答公表予定日までに県政策企画局企画調整部地方創生課調査室 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiho-sosei/kokusaikankoutoshi.html>) にて公表する。

ウ 全ての参加希望者に対して共通で回答する必要があると県が認めたもの以外の質問及びその回答については、回答公表予定日までに、当該質問を提出した参加希望者に適宜、個別に回答する。

エ 質問を行った参加希望者の名称は公表しない。

オ 募集要項に関係のない事項の質問に対しては回答しない。

#### 5 参加表明書等の提出

応募者は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところにより、参加表明書及び債務者登録申請書（以下「参加表明書等」という。）を作成し、県に提出する。

##### (1) 参加表明書等の受付期間

2026年7月31日（金）午後5時まで（必着）

##### (2) 参加表明書等の提出場所・方法

応募者は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところにより、参加表明書等を作成し、県の担当部署に対し、データを電子メールにより送付するとともに、事前に連絡した上で、持参又は郵送（書留等、配達記録が残る方法）により提出する。持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

## 6 参加資格審査書類の提出

応募者は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところにより、参加資格証明書類及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」等の参加資格審査書類を作成し、県に提出する。

なお、参加表明書等を提出していない応募者からの提出については、県はこれを受け付けない。

### （1）参加資格審査書類の受付期間

参加表明書等を収受した日から 20 日以内（参加表明書等を提出した者に別途通知）

### （2）参加資格審査書類の提出場所・方法

応募者は、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定めるところにより、参加資格審査書類を作成し、県の担当部署に対し、データを電子メールにより送付するとともに、事前に連絡した上で、持参又は郵送（書留等、配達記録が残る方法）により提出する。持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

### （3）審査料の納付

応募者は、本事業のために県が設置運営事業候補者の選定に要する費用の一部を審査料として負担するものとし、参加資格審査書類の提出にあたり金 1,000 万円を県に納付する。なお、本公募を辞退した場合においても、審査に要した費用は応募者が負担するものとする。

また、審査料を納付した応募者は、速やかに当該納付の完了を確認できる書類の写しを、県の担当部署に対し、電子メールにより提出する。

#### ア 審査料の納付期限

参加表明書等を収受した日から 20 日以内（参加表明書等を提出した者に別途通知）

#### イ 審査料の納付方法

県が発行する納入通知書により、愛知県指定金融機関及び愛知県収納代理金融機関（一部の金融機関を除く。）の各店舗（詳細については納入通知書の裏面を参照すること。）で納入する。

## 7 守秘義務対象資料の貸与

県は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」などの参加資格審査書類の内容の確認後、かつ審査料納付の完了を確認できる書類の写しの受領後、応募者に対して守秘義務対象資料を貸与する。

### （1）貸与方法

守秘義務対象資料については、CD 又はメール等による貸与とする。

### （2）守秘義務対象資料

守秘義務対象資料は、以下のとおりとする。

- ア 様式集及び記載要領（提案審査編）
- イ 事業条件書
- ウ 基本協定書（案）
- エ 実施協定書（案）
- オ 事業用定期借地権設定のための覚書（案）
- カ 愛知県国際展示場売買契約書（案）
- キ モニタリング基本計画（案）
- ク 参考資料集
- ケ 対話など本公募の過程において県から提供された情報

### （３）守秘義務対象資料の管理

- ア 応募者は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」に従い、守秘義務対象資料（対話など本公募の過程において県から提供された情報を含む。）の秘密を保持し、本事業の提案、対話の準備及び実施以外の目的で利用してはならない。
- イ 応募者は、その内容を知る必要のある最低限の者以外の自己の役員及び従業員に対し、守秘義務対象資料を開示してはならない。

### （４）第三者への開示

- ア 応募企業等が、応募企業等の関係会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。）又はコンソーシアム構成員、コンソーシアム構成員の関係会社、協力企業、応募アドバイザー、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、本事業のために格付け業務を実施する格付機関、及び本公募において業務を行う通訳者、翻訳者等のうち、守秘義務対象資料を知る必要がある最低限度の者（以下これらを総称して「第二次被開示者」という。）に対して守秘義務対象資料の全部又は一部を開示しようとするときは、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に従い「第二次被開示者の名称等届出書兼資料開示申請書」に必要な事項を記載し、県の担当部署に対し、事前にデータを電子メールにより送付した上で、持参又は郵送（書留等、配達記録が残る方法）で提出する。
- イ この場合、応募企業等は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」と同等以上の守秘義務の履行を第二次被開示者に書面により誓約させ、「第二次被開示者の名称等届出書兼資料開示申請書」の提出時に当該書面の写しを添付して県の担当部署に提出しなければならない。
- ウ 県は、応募企業等から「第二次被開示者の名称等届出書兼資料開示申請書」の提出を受けた場合、提出書類に不備等がないか確認し、承諾通知を発行する。  
応募企業等は、県から承諾通知が発行されるまでは、第二次被開示者に、守秘義務対象資料を開示してはならない。

### （５）貸与資料の破棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた応募者及び応募企業等から守秘義務対象資料

の開示を受けた第二次被開示者は、守秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれらに限定されない。）を、応募者及び応募企業等が提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は県が破棄期限として指定する日のいずれか早い時点までに、自己の責任と費用において復元不可能な方法で守秘義務対象資料を破棄し、消去する。また、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に従い、「守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」を県に提出する。

なお、守秘義務対象資料の貸与を受けた応募者及び応募企業等から守秘義務対象資料の開示を受けた第二次被開示者が、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられていることで、守秘義務対象資料を破棄することができない場合には、様式集及び記載要領（参加資格審査編）に従い、その理由、破棄予定日及び破棄方法を記載した「守秘義務資料破棄義務の延期に関する誓約書」を県に提出する。

## 8 参加資格審査

県は、参加資格審査書類の受領後、応募者が募集要項に示す参加資格要件を充足しているかの審査（設置運営事業者としての適格性の調査を含む。）を行い、提案審査に参加する応募者（以下「提案審査参加者」という。）を決定する。

適格性の調査においては、設置運営事業者の役員予定者及び設置運営事業者の株主（当該株主が法人である場合は、当該法人の役員）が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての愛知県警察への照会等、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査等を行う。

ただし、県は、必要に応じて、調査方法の変更や追加の調査等を行うことがあり、これに係る追加資料の提出等を県が要求した場合は、応募者はこれに協力しなければならない。なお、県は、必要に応じて第三者（愛知県警や民間調査会社等）に参加資格審査書類及び追加資料を提供する場合がある。

適格性の調査に時間がかかり、提案審査締切後に失格が判明した場合、その応募者は提案審査に参加することができない。また、調査が遅れたことにより生じた不都合等について、県は責任を負わない。

## 9 提案審査における開示資料等

県は、参加資格審査終了後、提案審査参加者に対して、参加資格審査における開示資料の更新情報その他の追加資料を開示することがある。

## 10 競争的対話の実施

県は、参加資格審査と並行して、応募者と競争的対話を行う。

なお、応募者が参加資格審査により失格となった場合は、当該応募者との競争的対話を中止する。

### （1）対象者

競争的対話の対象者は、参加表明書等及び参加資格審査書類を県に提出した応募

者のうち、「守秘義務対象資料貸与申込書」において競争的対話への参加を希望した者とする。

## (2) 実施時期

2026年4月～9月頃(予定)

## (3) 競争的対話までの手続き

競争的対話への参加申請手続き等の詳細は、(1)の対象者に対し別途通知する。

## (4) 実施方法

ア 競争的対話は、提案審査参加者毎に複数回実施することを予定している。

イ 競争的対話は、以下の順番で行われる。

(ア) 提案審査参加者と県との間での意見交換の場の設定

(イ) 県による基本協定書(案)及び実施協定書(案)等の調整

ウ 競争的対話は日本語で行う。通訳が必要な場合は、競争的対話の参加者にて通訳を手配(費用負担含む。)すること。通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳(機器材の準備含む。)とすること。

エ その他、競争的対話の実施方法・進行方法等の詳細については、競争的対話の参加者に対して別途通知する。

## 11 参加資格審査結果の通知

県は、参加資格審査の結果を応募者に対して通知する。

## 12 提案審査書類の提出

提案審査参加者は、様式集及び記載要領(提案審査編)に定めるところにより、提案審査書類を作成し、県に提出する。

### (1) 提出期限

2026年秋頃(参加表明書等及び参加資格審査書類を提出した応募者に別途通知する。)

### (2) 提出方法

提案審査書類は、県の担当部署に対し、事前にデータを電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送(書留等、配達記録が残る方法)とすることとする。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

## 13 提案審査

提出された提案審査書類は、委員会において選定基準に基づく審査及び評価を行う。

#### 14 設置運営事業候補者の選定

県は、委員会における提案審査書類の審査及び評価を踏まえ、提案審査参加者の順位を決定し、常滑市及び愛知県公安委員会との協議を経て、設置運営事業候補者及び次点設置運営事業候補者を選定する。

なお、選定後に設置運営事業候補者が参加資格要件を充足しないことが判明した場合は、その候補者は失格とし、次点設置運営事業候補者を繰り上げて設置運営事業候補者とする。

#### 15 選定結果の通知

県は、設置運営事業候補者の選定結果を、提案審査参加者に対して通知する。

#### 16 選定結果等の公表

県は、設置運営事業候補者の選定結果について、選定基準及び選定方法並びに評価の過程及び結果に応じた選定過程の透明性を示すために必要な資料（公表することにより、当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて、県の Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

また、県は、必要に応じて、公募の状況について、同様の方法により公表する。

## 第 12 設置運営事業候補者選定後の手続き

### 1 基本協定の締結

設置運営事業候補者は、予め県が提示した基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

設置運営事業候補者と速やかに基本協定が締結されない場合又は基本協定の締結後に実施協定の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は、次点設置運営事業候補者を設置運営事業候補者とし、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

なお、県は、基本協定書（案）の修正には応じない。ただし、県が必要と認める場合は、県において修正することがある。

### 2 SPC の設立

設置運営事業候補者は、実施協定の締結までに、本事業の SPC として、会社法に規定する株式会社を設立しなければならない。

ただし、株式会社以外の会社形態（会社法に規定する会社に限る。）による SPC の設立又は間接的な SPC 株式若しくは出資持分等を希望するときは、提案書類において、会社形態や SPC との間の資本関係を具体的に提案するとともに、競争的対話を通じて県と協議した上で、県が認める形態で SPC を設立することができる。

なお、SPC 設立後は、SPC が設置運営事業候補者としての地位を引き継ぐ。

### 3 区域整備計画の作成及び認定申請

県及び設置運営事業候補者は、IR 整備法第 9 条第 1 項の規定に基づき、共同して区域整備計画を作成し、県による同条第 6 項の愛知県公安委員会及び常滑市の同意、同条第 9 項の常滑市の同意、同条第 8 項の愛知県議会の議決等の必要な手続きを経て、国土交通大臣の認定を申請するものとする。

この際、設置運営事業候補者は県に最大限協力しなければならない。

なお、区域整備計画の作成段階において、設置運営事業が適切に実施される見込みがないものと認められる場合、県は区域整備計画の作成を中止し、国土交通大臣の認定申請は行わない。

### 4 設置運営事業候補者による運営準備行為

設置運営事業候補者は、SPC の設立、区域整備計画の認定の申請及び実施協定の締結準備と並行して、現地調査（ボーリング調査、測量調査等）など本事業の運営開始に向けた準備行為を実施することができる。

なお、現地調査を実施する場合は、事前に県の承認を受けること。

### 5 実施協定の締結

設置運営事業候補者は、IR 整備法第 9 条第 11 項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた場合には、設置運営事業者として、予め県が提示した実施

協定書（案）に基づいて、県と速やかに同法第 13 条第 2 項の国土交通大臣の認可を受けて、実施協定を締結しなければならない。

なお、県は、実施協定書（案）の修正には応じない。ただし、県が必要と認める場合は、県において修正することがある。

また、県は、実施協定締結後、IR 整備法第 13 条第 5 項に基づき、本事業の具体的な実施体制及び実施方法等を定めた実施協定の概要を公表する。

## 6 設置運営事業候補者の構成員等の変更

設置運営事業候補者の選定後は、構成員並びにその構成員の保有株式の種類、保有株式数、議決権保有割合及び出資額の変更は原則として認めない。ただし、その追加若しくは変更が軽微な場合又はその他考慮すべき事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県が認めた場合はこの限りではない。詳細については、事業条件書等に示す。

## 第 13 応募に関する留意事項

### 1 応募の前提

#### (1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

#### (2) 応募に伴う費用

提出書類の作成及び提出等、本公募における全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担により行う。

#### (3) 書面主義及び使用言語

ア 本公募に関して県に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

イ 応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の一部として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

ウ 対話等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する限りにおいて、日本語以外の言語を使用することも可能である。ただし、通訳を利用する場合は、応募者自らの費用負担とし、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む。）とする。

#### (4) 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）による。

### 2 県等への不正行為の禁止

応募者（応募者になろうとする者を含む。）は、応募の前段を含め、本公募の手続き外で、愛知県職員（特別職を含む。）、公募アドバイザー、委員会の委員、委員が属する団体及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者に対して、直接又は間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

### 3 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

#### (1) 知的財産権

提案書類（プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。以下同じ。）に関する著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権は、当該提案書類を提出した応募者その他権利を有する権利者に帰属

する。提案書類の作成・提出等にあたっては、第三者の知的財産を利用する場合は、応募者が必要な対策を講じることとし、知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならず、県は、第三者の権利を使用した結果生じる責任を負わない。

また、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用・改変等できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

## (2) 提案書類の公開について

県は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。なお、提案書類を公表された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、提案書類の提出時に、その旨を明らかにすること。

## (3) 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

## (4) 提案内容の履行義務について

設置運営事業候補者が、各審査段階において提示した提案については、別途定める場合を除き、設置運営事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取扱う。

## 4 提案内容の提供等

県は、応募者の名称及び提案書類の内容を、以下の各号のいずれかに該当する場合及び第 11-16「選定結果等の公表」に定める場合を除き、公募アドバイザー以外の第三者に対し、公表・開示・提供（以下「提供等」という。）しない。

- (1) 公知・公用のもの
- (2) 県がすでに保有又は独自に開発・取得したもの
- (3) 応募者が提供等について同意した場合
- (4) 法令等により提供等が要求される場合

## 5 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

## 6 選定結果等の公表

### (1) 設置運営事業候補者選定前の公表

#### ア 参加資格審査の終了後

県は、第 11-11「参加資格審査結果の通知」後は、設置運営事業候補者の決定前であっても、参加資格審査に係る応募者の数、コンソーシアムの名称及び応募企業等の名称について、必要に応じて、応募者の事前の承諾を得ることなく、公表

することができる。

#### イ 提案審査書類の受付後

県は、第 11-12「提案審査書類の提出」に定める提案審査書類の提出受付後、提案審査に係る応募者の数、コンソーシアムの名称及び応募企業等の名称を公表することができる。

### (2) 提案書類の公表

#### ア 提案書類の一部提供等

県は、本公募における設置運営事業候補者の選定後、県の事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、提案書類を提供等された場合に応募者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）を除き、第三者に対して、必要に応じて提案書類の一部を提供等する場合がある。

#### イ その他

選定された設置運営事業候補者の提案書類の提供等の取扱いについては、様式集及び記載要領（提案審査編）に定める。

### 7 県の関係部署への問い合わせ

応募者は、本公募及び本事業に関して疑義・質問が生じた場合は、募集要項等に記載する手続きにより質問・確認を行うものとし、県の担当部署以外の県の関係部署に対して、個別に問い合わせ等を行ってはならない。

### 8 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- (1) 「第 10 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- (2) 提案書類が不足しているとき
- (3) 提案書類が様式集及び記載要領（提案審査編）に従い記載されていないとき
- (4) 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- (5) 「第 13-2 県等への不正行為の禁止」に違反したとき
- (6) 「第 10-5 AICEC の参加制限」及び「第 10-6 AICEC との接触制限」に違反したとき
- (7) 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- (8) 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- (9) 2 通以上の提案書類を提出したとき
- (10) その他募集要項等に定める条件に違反したとき

## 第14 その他

### 1 公募の中止

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、設置運営事業候補者を選定せず、公募を中止する。この場合、県は、その旨を県の Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、公募を中止した場合でも、各応募者が応募に要した費用（審査料を含む。）は各応募者の負担とする。

ただし、審査料については、その時点で県が審査に要した費用を除いて返還する。

### 2 情報提供

本事業に関する情報提供は、県の Web ページを通じて適宜行う。

県の Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiho-sosei/kokusaikankoutoshi.html>